

## 第7回特別支援教育ワーキンググループ の検討事項

### 検討 項目 ①

**特別支援学校学習指導要領の総則等の  
構成・記載の在り方について**



## 検討項目①

---

# 特別支援学校学習指導要領の総則等の 構成・記載の在り方について

# 現行の特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）の構成

## 第1章 総則

### 第1節 教育目標

#### 第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
  - (1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体 (4)自立活動の指導
- 3 育成を目指す資質・能力
  - (1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

#### 第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
  - (1)学習の基盤となる資質・能力 (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
  - (1)内容の取扱い
    - ア～ウ 共通の内容 エ～オ 視・聴・肢・病の内容 カ～ケ 知的障害の内容
    - コ 共通の内容
  - (2)授業時数等の取扱い
  - (3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項
    - ア(ア)～(イ)小・中学校と共通の内容 (オ)知的障害教育における合わせた指導
    - イ個別の指導計画の作成
- 4 学部段階間および学校段階等間の接続

#### 第4節 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 2 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して行う教育
- 3 学習評価の充実

#### 第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

- 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実
  - (1)～(3)小・中学校と共通の内容 (4)生涯学習への意欲・スポーツ・文化芸術活動
  - (5)個別の教育支援計画の作成 (6)重複障害者への指導 (7)保健・安全
- 2 海外から帰国した児童又は生徒や日本語の修得に困難のある児童又は生徒への指導
- 3 学齢を経過した者への配慮

#### 第6節 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
  - (1)家庭や地域社会との連携及び協働 (2)交流及び共同学習

#### 3 特別支援学校のセンター的機能

#### 第7節 道徳教育に関する配慮事項

#### 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 障害の状態により特に必要がある場合の取扱い
  - (1)目標及び内容の一部を取り扱わないことができること
  - (2)～(6) 目標及び内容の一部又は全部を、下学年や下学部の目標及び内容に替えることができること
- 2 知的障害教育を行う特別支援学校において、小学部において小学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること。中学部において中学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校・小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること
- 3 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容の一部又は全部を知的障害の各教科の目標及び内容に替えることができること
- 4 重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができること
- 5 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合には、上記1～4によることができること
- 6 重複障害者、療養中の児童生徒、障害のため通学することが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする

## 第2章 各教科

### 第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容  
(教科ごとに1目標 2各段階の目標及び内容 3指導計画の作成と内容の取扱い)

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

### 第2節 中学部

(小学部と同様の構成。第1款及び第2款第2は、第1節小学部で示す事項に準ずる)

## 第3章 特別の教科 道徳

## 第4章 外国語活動

## 第5章 総合的な学習の時間

## 第6章 特別活動

## 第7章 自立活動

※黄色マーカーの項目は、小学校・中学校学習指導要領には無い特別支援学校学習指導要領独自の項目（マーカーが付いていない項目についても、一部には小・中学校とは異なる内容が含まれる）。

# 特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部）の構成の推移

昭和54年7月告示 盲学校、聾学校及び養護学校 小学部・中学部学習指導要領	平成元年10月告示 盲学校・聾学校及び養護学校 小学部・中学部学習指導要領	平成11年3月告示 盲学校、聾学校及び養護学校 小学部・中学部学習指導要領	平成21年3月告示 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領	平成29年4月告示 特別支援学校 小学部・中学部学習指導要領
<b>第1章 総則</b> 第1 教育目標 第2 教育課程一般	<b>第1章 総則</b> <b>第1節 教育目標</b> <b>第2節 教育課程の編成</b> 第1 一般方針 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 第3 必修教科及び選択教科の取扱い 第4 重複障害者等に関する特例 第5 授業時数等の取扱い 第6 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	<b>第1章 総則</b> <b>第1節 教育目標</b> <b>第2節 教育課程の編成</b> 第1 一般方針 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 第3 選択教科の内容等の取扱い 第4 総合的な学習の時間の取扱い 第5 重複障害者等に関する特例 第6 授業時数等の取扱い 第7 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項	<b>第1章 総則</b> <b>第1節 教育目標</b> <b>第2節 教育課程の編成</b> 第1 一般方針 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項 第3 授業時数等の取扱い 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	<b>第1章 総則</b> <b>第1節 教育目標</b> <b>第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割</b> <b>第3節 教育課程の編成</b> <b>第4節 教育課程の実施と学習評価</b> <b>第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援</b> <b>第6節 学校運営上の留意事項</b> <b>第7節 道徳教育に関する配慮事項</b> <b>第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い</b>
<b>第2章 各教科</b> <b>第1節 小学部</b> 第1款 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校 第2款 精神薄弱者を教育する養護学校 <b>第2節 中学部</b> (略)	<b>第2章 各教科</b> <b>第1節 小学部</b> 第1款 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校 第2款 精神薄弱者を教育する養護学校 <b>第2節 中学部</b> (略)	<b>第2章 各教科</b> <b>第1節 小学部</b> 第1款 盲学校、聾学校及び肢体不自由者又は病弱者を教育する養護学校 第2款 知的障害者を教育する養護学校 <b>第2節 中学部</b> (略)	<b>第2章 各教科</b> <b>第1節 小学部</b> 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 <b>第2節 中学部</b> (略)	<b>第2章 各教科</b> <b>第1節 小学部</b> 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 <b>第2節 中学部</b> (略)
<b>第3章 道徳</b> <b>第4章 特別活動</b> <b>第5章 養護・訓練</b>	<b>第3章 道徳</b> <b>第4章 特別活動</b> <b>第5章 養護・訓練</b>	<b>第3章 道徳</b> <b>第4章 特別活動</b> <b>第5章 自立活動</b>	<b>第3章 道徳</b> <b>第4章 外国語活動</b> <b>第5章 総合的な学習の時間</b> <b>第6章 特別活動</b> <b>第7章 自立活動</b>	<b>第3章 特別の教科 道徳</b> <b>第4章 外国語活動</b> <b>第5章 総合的な学習の時間</b> <b>第6章 特別活動</b> <b>第7章 自立活動</b>

## 現行の学習指導要領総則等の構成と今後の方向性等

- 現行の学習指導要領の総則は、前回改訂において小・中・高・特支の学習指導要領に共通して、教育課程の編成の手順に沿った章立てとなるように見直している。
- 総則・評価特別部会においては、各学校における教育課程編成の手順に沿った総則の示し方は、カリキュラム・マネジメントの基盤として重要であり、基本的には引き続き踏襲する方向で検討されている。
- また、同特別部会においては、小・中・高校の学習指導要領の総則について、教育課程企画特別部会の論点整理を踏まえ、以下のような見直しが提案され、検討がなされている。
  - ・ 小・中学校では、「教育課程の編成における共通的事項」を「内容・指導計画に関する共通的事項」（仮称）と「授業時数に関する共通的事項」（仮称）に分け、「授業時数に関する共通的事項」（仮称）において、調整授業時数制度等について記載してはどうか
  - ・ 高等学校では、単位制の柔軟化について検討されており、「教育課程の編成における共通的事項」について「内容・指導計画等」に関するものと、「単位・授業時数等」に関するものを分けて示してはどうか。
  - ・ 児童生徒の学習の自己調整や、教師の個に応じた指導に係る内容は、「教育課程の実施と学習評価」にまとめて記載してはどうか
  - ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導については、子供一人一人に応じた教育課程の編成が、日常の教育課程編成として行われるよう、「児童の発達の支援」の項目ではなく「教育課程の編成」の項目に移行してはどうか
- 特別支援学校学習指導要領は、小・中・高校の学習指導要領の構成・内容に準じながら、特別支援学校において必要となる事項や内容を記載しており、教育課程企画特別部会及び総則・評価特別部会における見直しの方向性については、特別支援学校学習指導要領においても同様に取り入れていくべきではないか。
- また、上述の教育課程の編成の手順に沿った総則の章立ての考え方や、小・中・高校の見直しの方向性を踏まえたとき、特別支援学校学習指導要領の構成や記載については、以下のような観点から改善を加えていくべきではないか。
  - ・ 教育課程の編成の手順に沿った総則の構成の中で、特別支援学校の教育課程の考え方や編成・実施についてよりの確に、かつ分かりやすく示す構成や記載
  - ・ 特別支援学校における教育課程の編成・実施の在り方に関わる内容が適用される対象や範囲の、よりの確な表し方
  - ・ 特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態等は多様で、卒業後の進路の希望等もさまざまであり、また重複障害のある子供たちが一定数在籍していることなどを踏まえた、教育課程の編成・実施についての、よりの確かつ分かりやすい示し方
  - ・ 小・中・高校において特別支援教育を担う教師も特別支援学校学習指導要領を参照することを前提とした、分かりやすい構成や記載

※ 次ページ以降では、小学部・中学部学習指導要領の構成を元に具体的な課題及び方向性を提示しているが、幼稚部教育要領、高等部学習指導要領についても、小学部・中学部の方向性を踏まえ同様の見直しを行ってはどうか。

※ また、本WG第1回で示した検討事項・論点には、センター的機能の充実や、交流及び共同学習の充実など、総則の記載内容にかかわる事項もあるが、これらの内容の改善については別途検討することとし、本資料では主に特別支援学校学習指導要領の構成や記載の在り方について検討する。

## 現行の学習指導要領総則等の構成と今後の方向性等

- このような観点から、具体的には以下のような点で特別支援学校学習指導要領の構成・記載の見直しを検討してはどうか（詳細は別添の課題・対応案（イメージ）を参照）。なお、ここで示す対応案は現時点の方向性であり、小・中・高等学校学習指導要領の見直しの方向性も踏まえ、引き続き検討を行う中で変わり得るものである。

- ◆ 特別支援学校の教育目標については、国の障害者政策の方向性も踏まえ、自立と社会参加につながる教育目標となるよう、示し方を検討する必要があるのではないか。
- ◆ 特別支援学校の教育課程全体を通じて自立と社会参加を目指していくという理念や、特別支援学校の教育課程の編成・実施等の全体が、障害のある子供が教育を受ける機会を確保するための基礎的環境整備であるという考え方を示すべきではないか。
- ◆ 指導計画の作成に当たって障害の状態等を踏まえて考慮すべき事項等については、「第3節 教育課程の編成」において、「教育課程の編成における共通的事項」とは別に新たに項目を設けて記載してはどうか。
- ◆ 「第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の内容は、特別支援学校における教育課程の編成の在り方に関わる重要な内容であり、教育課程の編成の手順に沿って示す考え方を踏まえたとき、「第3節 教育課程の編成」の中で記載する方が、よりの確かかつ分かりやすく示すことができるのではないかと。また、項目の名称を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としているが、本規定が適用できる対象は重複障害者に限っておらず、よりの確に対象を表す項目名を検討すべきではないか。
- ◆ 「第2章 各教科」で示している、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項は、「各教科」に限らず教育課程全体を通じて配慮すべき事項として位置付け直し、「第2章 各教科」ではなく、「第1章 総則」の「教育課程の編成」の中で記載することとしてはどうか。
- ◆ 特別支援学校には重複障害のある子供たちが一定数在籍することを前提にすると、「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」といった表記は、「視覚障害者である児童生徒への教育を行う場合」、「知的障害者である児童生徒への教育を行う場合」といった表記の方が的確かかつ分かりやすく、見直しを検討すべきではないか。

現行の構成	構成の見直しイメージ
<b>第1章 総則</b> 第1節 教育目標 第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 第3節 教育課程の編成 第4節 教育課程の実施と学習評価 第5節 児童又は生徒の調和的な発達への支援 第6節 学校運営上の留意事項 第7節 道徳教育に関する配慮事項 第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い	<b>第1章 総則</b> 第1節 教育目標 第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 第3節 教育課程の編成 ・障害の状態を踏まえた目標・内容の取扱い等に関する項目を新設 ・障害の状態等を踏まえた指導計画の作成に関する項目を新設 第4節 教育課程の実施と学習評価 第5節 児童又は生徒の調和的な発達への支援 第6節 学校運営上の留意事項 第7節 道徳教育に関する配慮事項
<b>第2章 各教科</b> 第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校 (以下略)	<b>第2章 各教科</b> 第1節 小学部 第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う場合 第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う場合 (以下略)



<現行の構成>

第1章 総則

第1節 教育目標

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
  - (1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体 (4)自立活動の指導
- 3 育成を目指す資質・能力
  - (1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

特別支援学校の教育目標については、「国際生活機能分類(ICF)」の、人間の生活機能は「心身機能・身体構造」、「活動」、「参加」の三つの要素で構成され、それらの生活機能に支障がある状態を「障害」と捉える考え方や、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律等における「障害」や「障害者」の定義、支援の考え方等、**国の障害者政策の方向性も踏まえ、自立と社会参加につながる教育目標となるよう、示し方を検討する必要があるのではないか。**

特別支援学校の教育課程全体を通じて自立と社会参加を目指していくという理念や、特別支援学校の教育課程の編成・実施等の全体が、障害のある子供が教育を受ける機会を確保するための基礎的環境整備であるという考え方を、「第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割」の中で示すべきではないか。

第4回WGで検討したとおり、自立活動は、知・徳・体といった調和のとれた発達を目指す際、その発達の基盤を培うことを目標とし、各教科等を通じて育成する資質・能力を支える役割を果たすものであること、特別支援学校の教育活動全体を通じて自立活動の視点をもって取り組む必要があること等を示していく必要があること、また自立活動の指導は、上記の特別支援学校の教育目標の実現に向けて行うものであることを踏まえ、**総則における自立活動やカリキュラムマネジメントの記載について検討する必要があるのではないか。**



<現行の構成>

第3節 教育課程の編成

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
  - (1) 学習の基盤となる資質・能力
  - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
  - (1) 内容の取扱い
    - ア～ウ 共通の内容 エ～オ 視・聴・肢・病の内容 **カ～ケ 知的障害の内容**
    - コ 共通の内容
  - (2) 授業時数等の取扱い
  - (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
    - ア(ア)～(イ) 小・中学校と共通の内容 **(オ) 知的障害教育における合わせた指導**
    - イ 個別の指導計画の作成**
- 4 学部段階間および学校段階等間の接続

小・中・高等学校に準ずる内容と、知的障害の教育課程の編成における基礎的な事項が小項目で列記する形で混在しており、分かりにくさがあるため、小見出しを付けて場合分けして示すなど、理解しやすくするための工夫をすることはどうか。

標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」については、裁量的な時間の一部を授業や指導の改善に直結する研究・研修等に充てる取組や、調整授業時数を特に必要な教科の開設に充てる取組は、特別支援学校においても想定されるものであり、**小・中・高校の規定を踏まえて、特別支援学校においても「授業時数等の取扱い」の項目において必要な内容を記載することとしてはどうか。**

知的障害教育における合わせた指導は、指導の形態の一つであるが、教育の内容と指導の形態を混同して理解しているケースがあるとの指摘がある。教育課程の編成の手順に沿って示す考え方を踏まえたとき、**合わせた指導を行う場合に留意すべき事項については、指導計画の作成等に当たっての配慮事項を示す本項目ではなく「第2章 各教科」以降に記述する形に整理してはどうか。**

第3回WGで検討した合理的配慮の提供については、「教育課程の編成」の中で示すことが考えられるのではないかと。

「第3節 教育課程の編成」に「個別の指導計画の作成」、「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」に「個別の教育支援計画の作成」について記載しているが、両計画の役割や関係が伝わりにくいのではないかと。**個別の教育支援計画は、関係機関等との連携を図り、長期的な視点で支援を行うための計画であるが、その内容を踏まえ、個別の指導計画の作成に生かしていくことが重要であり、両計画について、教育課程の編成の中で合わせて記載してはどうか。**

その際、**指導計画の作成に当たって障害の状態等を踏まえて考慮すべき事項等については、「教育課程の編成における共通的事項」とは別に新たに項目を設けて記載してはどうか。**

また、**個別の指導計画の作成**に際し、児童生徒の障害の状態等を考慮して基礎的・基本的な事項に重点を置くこと等を示しているが、**様々な障害の状態の児童生徒が特別支援学校に在籍しており、進学を希望する生徒がいることも踏まえて示し方を検討する必要があるのではないかと。**



<現行の構成>

第4節 教育課程の実施と学習評価

- 1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- 2 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して行う教育
- 3 学習評価の充実

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援

- 1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実
  - (1)学級経営、児童の発達の支援
  - (2)生徒指導の充実
  - (3)キャリア教育の充実
  - (4)生涯学習への意欲・スポーツ・文化芸術活動
  - (5)個別の教育支援計画の作成
  - (6)重複障害者への指導
  - (7)保健及び安全
- 2 海外から帰国した児童又は生徒や日本語の修得に困難のある児童又は生徒への指導
- 3 学齢を経過した者への配慮

総則・評価部会においては、児童生徒の学習の自己調整に係るものなど、**児童生徒が主体的に学ぶことができる学習環境の構築に関する内容**を、「教育課程の実施と学習評価」にまとめて記載する方向で検討しており、特別支援学校学習指導要領においては、そうした内容に加えて、**障害による学習上又は生活上の困難さの改善の観点からのICTの活用についても、記載**することとしてはどうか。

訪問教育や、重複障害者への指導について、各節に記述が点在しており、分かりにくさがある。  
特別支援学校においては、**訪問教育が必要な児童生徒や、重複障害のある児童生徒など、多様な実態の児童生徒が在籍することを前提として**教育課程の編成・実施を考えることが必要であり、例外的なケースとして各節に留意事項等を記載するのではなく、**「教育課程の編成」の中で整理して記載してはどうか。**

前ページに記載のとおり、個別の教育支援計画については、個別の指導計画と合わせて、「教育課程の編成」の中で記載してはどうか。

「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」において、学校医との連絡を密にし、保健及び安全に留意することを記載しているが、障害のある児童生徒の**保健及び安全については、学校医に限らず、学校全体として体制づくりや組織的な対応が重要であり、「第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援」ではなく、「第6節 学校運営上の留意事項」において、項目を立てて記載してはどうか。**

現行の小・中・高校の学習指導要領においては、「児童（生徒）の発達の支援」の項目において、不登校児童生徒への配慮について記載している。  
特別支援学校においても不登校の児童生徒数が増加している状況にあり、**小・中・高等学校における記載内容や記載箇所を踏まえながら、特別支援学校において必要な不登校児童生徒への支援について記載することを検討してはどうか。**



<現行の構成>

第6節 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
- 2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携
  - (1)家庭や地域社会との連携及び協働 (2)交流及び共同学習
- 3 特別支援学校のセンター的機能

第7節 道德教育に関する配慮事項

第8節 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

- 1 障害の状態により特に必要がある場合の取扱い
  - (1)目標及び内容の一部を取り扱わないことができること
  - (2)～(6) 目標及び内容の一部又は全部を、下学年や下学部の目標及び内容に替えることができること
- 2 知的障害教育を行う特別支援学校において、小学部において小学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること。中学部において中学部の各教科の内容を習得し目標を達成している者については、中学校・小学校の各教科の目標及び内容の一部を取り入れることができること
- 3 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の児童生徒のうち、知的障害を併せ有する者については、各教科の目標及び内容の一部又は全部を知的障害の各教科の目標及び内容に替えることができること
- 4 重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができること
- 5 障害のため通学することが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合には、上記1～4によること
- 6 重複障害者、療養中の児童生徒、障害のため通学することが困難な児童生徒に対して教員を派遣して教育を行う場合について、特に必要があるときは、実情に応じた授業時数を適切に定めるものとする

現行指導要領においては、個別の教育支援計画の作成の項目や、重複障害者への指導の項目において、関係機関との連携等について触れている。

しかし、重複障害者に限らず、障害のある児童生徒への支援に当たっては、切れ目のない一貫した支援の実現や、高い専門性を必要とするケースへの対応等の観点から、**医療、福祉、保健、労働等の関係機関との円滑な連携や、特別支援学校同士の連携が不可欠であり、「学校運営上の留意事項」の中で明確に示していくことが必要ではないか。**

本節では、児童生徒の障害の状態や学習の状況を踏まえながら教育課程の編成を工夫するための弾力的な取扱いについて規定している。

小・中・高校の学習指導要領には無い特別支援学校学習指導要領独自の内容であり、第1章総則の最後に記載しているが、**特別支援学校における教育課程の編成の在り方に関わる重要な内容であり、教育課程の編成の手順に沿って示す考え方を踏まえたとき、「第3節 教育課程の編成」の中で記載する方が、よりの確かかつ分かりやすく示すことができるのではないか。**

また、項目の名称を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としているが、**本規定が適用できる対象は重複障害者に限っておらず、よりの確に対象を表す項目名を検討すべきではないか。**

教育課程の弾力的な取扱いとして、

- ・特に必要がある場合には、目標・内容を下学部の目標・内容に替えることができることとしているが、**高等部においては、目標・内容の一部のみ替えることができ、全部を替えることはできない**ことから、知的発達の状態によっては、実態に即した教育課程を編成する上で課題があると指摘もある。
- ・また、在籍する学部の最終段階の内容を習得し目標を達成している者については、相当する学校段階までの小・中・高等学校の学習指導要領の各教科の目標・内容の一部を取り入れることができるが、**下学部の目標・内容を取り入れながら学んでいる場合や、在籍する学部段階の内容を学んでいる途中に、小・中・高等学校の学習指導要領の目標・内容を取り入れることまでは規定していない**ことから、小・中・高校との連続性に課題が生じる場合があると指摘もある。

こうした指摘を踏まえ、**特別支援学校における子供たちの多様な実態に応じた教育課程の編成を可能とする規定について、必要な見直しを検討していくべきではないか。**



<現行の構成>

第2章 各教科

第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

（教科ごとに1目標 2各段階の目標及び内容 3指導計画の作成と内容の取扱い）

第2 指導計画の作成と各教科全体にわたる内容の取扱い

第2節 中学部

（小学部と同様の構成。第1款及び第2款第2は、第1節小学部で示す事項に準ずる）

第3章 特別の教科 道徳

第4章 外国語活動

第5章 総合的な学習の時間

第6章 特別活動

第7章 自立活動

「第2章 各教科」では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の指導計画の作成と内容の取扱いに当たっての配慮事項を示している。

小・中・高校の各教科の目標・内容に準じて指導する場合であっても、障害の状態や特性等を十分に踏まえて指導する必要があり、障害種ごとに配慮事項を示しているが、ここで示している内容は、各教科に限らず、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動を含む教育課程全体において配慮することが望ましい。

このことを踏まえ、**各教科に限らず教育課程全体を通じて配慮すべき事項として位置付け直し、「第2章 各教科」ではなく、「第1章 総則」の「教育課程の編成」の中で記載することとしてはどうか。**

その際、特別支援学校の児童生徒の障害の状態等は多様で、卒業後の進路の希望等もさまざまであり、また重複障害のある子供たちが一定数在籍していることなども踏まえ、**共通に配慮すべき事項は何かを改めて検討するとともに、知的障害の配慮事項についても同様に総則において記載してはどうか。**

特別支援学校学習指導要領全体を通じて、障害種に応じて異なる内容を記載する箇所では、**「視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校」、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」という表記**を用いている。

学校教育法において、特別支援学校はいずれの障害種の児童生徒に対する教育を行うかを明らかにすることを定めており、このことを踏まえた表記と言えるが、例えば視覚障害教育を行う学校において視覚障害と知的障害を併せ有する子供への指導を行う際、「知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」に係る規定をどこまで適用することができるのかが明確ではない、といった課題がある。

**特別支援学校には重複障害のある子供たちが一定数在籍することを前提にすると、学校教育法施行規則の規定にならい、「視覚障害者である児童生徒への教育を行う場合」、「知的障害者である児童生徒への教育を行う場合」といった表記の方が的確かつ分かりやすく、見直しを検討すべきではないか。**

# 參考資料

# 検討項目② 総則の構成・記載の在り方

令和7年11月12日  
総則・評価特別部会  
資料2より

## 1. 現行学習指導要領における総則の構成

### <現行の考え方>

- 前回改訂においては、学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた教育課程・編成・実施が行われるよう、教育課程の編成の手順に沿って要点を示す形で構成の大幅な見直しを行った。
- 具体的には、総則は従前、各教科等の指導に共通する留意事項や授業時間の取扱いを示すことに留まっていたが、それを改め、
  - ①何が出来るようになるか（育成を目指す資質・能力）
  - ②何を学ぶか（教科等間・学校段階間の繋がりを踏まえた教育課程の編成）
  - ③どのように学ぶか（指導計画の作成・実施、学習指導の改善・充実）
  - ④子供一人一人の発達をどのように支援するか（子供の発達を踏まえた指導）
  - ⑤何が身についたか（学習評価の充実）
  - ⑥実施するために何が必要か（理念実現のために必要な方策）

の6点に沿った章立てとすることで、各学校における教育課程編成の手順を追って分かりやすく示すこととしている。

- 各学校における教育課程編成の手順に沿った現在の総則の示し方は、カリキュラム・マネジメントの基盤として重要であり、基本的には引き続き踏襲すべきではないか。

### 小学校・中学校の総則の構成

#### (前回)

- 第1 教育課程編成の一般方針
- 第2 内容の取扱いに関する共通的事項
- 第3 授業時数の取扱い
- 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

#### (現行)

- 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程の実施と学習評価
- 第4 児童（生徒）の発達の支援
- 第5 学校運営上の留意事項
- 第6 道徳教育に関する配慮事項

### 高等学校の総則の構成

#### (前回)

- 第1款 教育課程編成の一般方針
- 第2款 各教科・科目及び単位数等
- 第3款 各教科・科目の履修等
- 第4款 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動の授業時数等
- 第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項
- 第6款 単位の修得及び卒業の認定
- 第7款 通信制の課程における教育課程の特例

#### (現行)

- 第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割
- 第2款 教育課程の編成
- 第3款 教育課程の実施と学習評価
- 第4款 単位の修得及び卒業の認定
- 第5款 生徒の発達の支援
- 第6款 学校運営上の留意事項
- 第7款 道徳教育に関する配慮事項

## 検討項目② 総則の構成・記載の在り方

### 2. 論点整理を踏まえた構成の在り方

- 総則の各項目の記載内容の改善については、本部会第一回の資料1に示した「総則・評価特別部会における検討事項・論点」を踏まえつつ今後順次検討していくこととなるが、特に、「多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程」の在り方に関しては、各学校における教育課程の編成・実施の根幹に関わる部分でもあり、総則の構成の水準で見直す必要があるのではないか。
- 具体的には、今後論点整理を踏まえ、いずれの学校であっても多様な個性・特性を有する子供達を包摂する教育課程を編成・実施できるよう、
  - ・調整授業時数制度や、高校における単位制の弾力化など、学校が柔軟な教育課程を編成できる仕組みの具体化
  - ・不登校児童生徒や、特異な才能を有する児童生徒など、子供に応じた特別の教育課程を編成できる仕組みの具体化
  - ・デジタル学習基盤の位置付け、多様な子供にとって学びやすい学習環境の構築、学習の自己調整など学習者主語の視点も踏まえた「個に応じた指導」の記述の充実など、多様な子供達がいることを前提とした学習指導に係る総則の記述の充実などを検討していくこととなるが、こうした前提を踏まえると、現在の総則の構成には以下の改善を要する点もあると考えられる。

**課題① 「第1 小（中）学校教育の基本と教育課程の役割」**では多様な子供達を包摂する柔軟な教育課程編成の必要性を位置付けるとともに、「**第2 教育課程の編成**」では、調整授業時数制度等を活用した創意工夫を活かした柔軟な教育課程について項目立てが必要

**課題②** 学習の自己調整など、多様な子供達がいることを前提とした学習指導に係る記述が「**第3 教育課程の実施と学習評価**」内に散在しているほか、「**第4 児童の発達の支援**」における個に応じた指導の充実と分断されており、一体的なものとして理解しにくい

**課題③ 「第4 児童の発達の支援」**のうち、「特別な配慮を必要とする児童への指導」が、教育課程の編成や実施と別の項目立てとなっていることにより、「一部の児童に対する特別のサポートを行うもの」という認識が生まれやすく、学校が編成する共通の教育課程（1階部分）と特別な配慮を要する児童を対象とした特別の教育課程（2階部分）を併せて、多様な子供達を包摂する教育課程の編成・実施していくという認識を日常的なものにしていく上で課題がある

- こうした課題を踏まえ、補足イメージ①及び②の通り、総則の構成の見直しを検討していくことについてどのように考えるか。
- 併せて、一文が長く読みにくい、修飾語が多く趣旨が分かりにくいものについては可能な限り記述の見直しを図る、複数箇所で重複している記述は精選を図る、小見出しを付けて内容を構造的に把握しやすくするなど、全体として総則を理解しやすくスリムにしていく工夫を行って行くべきではないか。

## 第1 小学校（中学校）教育の基本と教育課程の役割

1. 教育課程編成の原則
2. 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開  
(1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体
3. 育成を目指す資質・能力  
(1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
4. カリキュラム・マネジメントの充実

## 第2 教育課程の編成

1. 各学校の教育目標と教育課程の編成
2. 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成  
(1)学習の基盤となる資質・能力 (2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
3. 教育課程の編成における共通的事項  
(1)内容等の取扱い (2)授業時数等の取扱い (3)指導計画の作成等に当たっての配慮事項
4. 学校段階等間の接続  
(1)前の学校段階との接続 (2)後の学校段階との接続

## 第3 教育課程の実施と学習評価

1. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(2)言語活動の充実  
(3)コンピュータ等や教材・教具の活用  
(4)見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動  
(5)体験活動  
(6)児童の興味・関心を活かした自主的、自発的な学習の促進  
(7)学校図書館、地域の公共施設の利活用
2. 学習評価の充実  
(1)指導の評価と改善 (2)学習評価に関する工夫

## 第4 児童の発達の支援

1. 児童の発達を支える指導の充実  
(1)学級経営、児童の発達の支援 (2)生徒指導の充実 (3)キャリア教育の充実  
(4)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実
2. 特別な配慮を必要とする児童への指導  
(1)障害のある児童などへの指導 (2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導  
(3)不登校児童への配慮

## 第5 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善の学習評価等
2. 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

## 第6 道徳教育推進上の配慮事項

1. 道徳教育の指導体制と全体計画
2. 指導内容の重点化
3. 豊かな体験活動の充実といじめの防止
4. 家庭や地域社会との連携

### 課題①

#### 柔軟な教育課程編成の位置付けに係る課題

- ・第1の3. の後に、「児童生徒を包摂する教育課程の編成・実施」（仮称）等の項目を設け、柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか
- ・その上で「第2」の3. は、現在、内容、授業時数、指導計画で構成されているところ、今回、調整授業時数制度を創設し、授業時数に関連する記載を充実させることを踏まえ、
  - 3. を「内容・指導計画に関する共通的事項」（仮称）とし、授業時数の取扱いを分離する、
  - 新たに4. として「授業時数に関する共通的事項」（仮称）の項目を設け、調整授業時数制度等の運用の具体を含め、授業時数全体について記載する、
 こととしてはどうか。  
 これにより、具体的に何を柔軟に取り扱うことができ、何はできないのか、が分かりにくいという学校現場の声に応えることにもつながるのではないか。

### 課題②

#### 学習の自己調整等の位置付けに係る課題

- ・児童生徒の学習の自己調整に係るものや、教師の個に応じた指導に係るものは、「第3」にまとめ、「児童（生徒）が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」（仮称）等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。（※）論点整理を踏まえた「個別最適な学び」の整理を含む

### 課題③

#### 多様な子供達を包摂する教育課程編成・実施を日常にするための課題

- ・「第4」のうち「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、今後子供一人一人に応じた教育課程の編成を新設・拡充する方向で議論しており、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第2」に内容を移行して項目を設けることについてどのように考えるか。

# 現行の総則の俯瞰イメージと課題・対応策（高等学校の例）

補足イメージ②

## 第1 高等学校教育の基本と教育課程の役割

1. 教育課程編成の原則
2. 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開  
(1)確かな学力 (2)豊かな心 (3)健やかな体
3. 育成を目指す資質・能力  
(1)知識及び技能 (2)思考力、判断力、表現力等 (3)学びに向かう力、人間性等
4. 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導
5. カリキュラム・マネジメントの充実

## 第2 教育課程の編成

1. 各学校の教育目標と教育課程の編成
2. 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成  
(1)学習の基盤となる資質・能力  
(2)現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
3. 教育課程の編成における共通的事項  
(1)各教科・科目及び単位数等  
(2)各教科・科目の履修等  
(3)各教科・科目等の授業時数等  
(4)選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成  
(5)各教科・科目等の内容等の取扱い  
(6)指導計画の作成に当たって配慮すべき事項  
(7)キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項
4. 学校段階等間の接続  
(1)中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程  
(2)義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫  
(3)高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫
5. 通信制の課程における教育課程の特例  
(1)添削指導の回数及び面接指導の単位時間数の標準  
(2)学校設定教科に属する科目の添削指導の回数等  
(3)理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等  
(4)面接指導の授業の1単位時間  
(5)多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除  
(6)特別活動の指導時間数

### 課題①

「第1」に柔軟な教育課程編成・実施の必要性を位置付けてはどうか。  
また、「第2」の教育課程の編成における共通的事項についても、「内容・指導計画等」に関するものと、「単位・授業時数等」に関するものを項目を分けて示してはどうか。

## 第3 教育課程の実施と学習評価

1. 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(1)主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善  
(2)言語環境の整備と言語活動の充実  
(3)コンピュータ等や教材・教具の活用  
(4)見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動
2. 学習評価の充実  
(1)指導の評価と改善  
(2)学習評価に関する工夫

### 課題②

「第3 教育課程の実施と学習評価」にまとめ、「多様な生徒が主体的に学ぶことができる学習環境の構築」（仮称）等の項目を設けていくことについてどのように考えるか。

## 第4 単位の修得及び卒業の認定

1. 各教科・科目及び総合的な探究の時間の単位の修得の認定  
(1)単位の修得の認定  
(2)総合的な探究の時間の単位の修得の認定  
(3)各教科・科目の単位数の配当
2. 卒業までに修得させる単位数
3. 各学年の課程の修了の認定

## 第5 生徒の発達の支援

1. 生徒の発達を支える指導の充実  
(1)ホームルーム経営、生徒の発達の支援  
(2)生徒指導の充実  
(3)キャリア教育の充実  
(4)生徒の特性等の把握と伸長等  
(5)指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実  
(6)学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項
2. 特別な配慮を必要とする児童への指導  
(1)障害のある児童などへの指導  
(2)海外から帰国した児童や外国人の児童の指導  
(3)不登校児童への配慮

### 課題③

「特別な配慮を必要とする児童への指導」については、これらが特別なことではなく日常の教育課程編成として行われるよう、「第2」に内容を移行することとしてはどうか。

## 第6 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
2. 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

## 第7 道徳教育に関する配慮事項

1. 道徳教育の指導体制と全体計画
2. 道徳教育推進上の留意事項
3. 豊かな体験活動の充実といじめの防止
4. 家庭や地域社会との連携

## 現行学習指導要領総則の記載に関する課題例（小学校）

### 第4 児童の発達の支援

#### 1 児童の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。  
あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。
- (2) 児童が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- (3) 児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。
- (4) 児童が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

各項目に小見出し等がなく、見たい内容を探するのに苦労するほか、全体を構造的に把握するのが難しい

一文が長く、読みにくい